

地域医療支援病院の実績状況について

1 平成 26 年度改正内容（平成 26 年度提出（25 年度分）実績報告書から適用）

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 26 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 4 号）により、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号）が改正され、地域医療支援病院承認要件が見直された。

(1) 数値基準

要 件	改 正 後	改 正 前
紹介率及び逆紹介率 ①②③のいずれかに該当	①紹介率 80%以上	紹介率 80%を上回る
	②紹介率 65%以上、かつ、逆紹介率 40%以上	紹介率 60%を上回り、かつ、逆紹介率 30%を上回る
	③紹介率 50%以上、かつ、逆紹介率 70%以上	紹介率 40%を上回り、かつ、逆紹介率 60%を上回る
救急医療提供実績 ①②のいずれかに該当	① 2 次医療圏人口に占める搬送患者数の割合 2%以上	(新規)
	②搬送患者数 1,000 以上	(新規)
地域医療者向け研修会	年 12 回以上主催	(新規)

(2) 追加された要件

- ・ 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。
- ・ 病院の機能に関する第三者による評価を受けること。
- ・ 退院調整部門を設置すること。
- ・ 地域連携クリティカルパスを策定し、地域の医療機関に普及させること。
- ・ 当該病院が果たしている役割を地域住民に情報発信すること。

2 要件適格判定

(1) 判定適用の考え方

承認要件を満たしていない場合には、当該施設は、「地域医療支援病院の承認要件」をその後 2 年の間に充足するための年次計画を策定し、当該期間経過後も、満たされない場合には、医療審議会の意見を聞いたうえで、承認の取り消しの取扱いを決定する。

(2) 平成 28 年度提出（27 年度分）実績報告

19 病院から医療法第 12 条の 2 第 1 項に基づき実績報告書が提出され、平成 27 年度提出（26 年度分）実績では、下記の通り、一宮市立市民病院及び名古屋市立東部医療センターが要件を満たしていませんでしたが、平成 27 年度実績においては、全ての病院が要件を満たしました。

(平成 26 年度実績)

施 設 名 (承認日)	適 格 判 定	紹 介 率	逆 紹 介 率
一宮市立市民病院 (H24.9.24)	要件③ 不適格	60.8%	<u>68.8%</u>
名古屋市立東部医療センター (H25.3.27)	要件③ 不適格	<u>46.8%</u>	85.0%

(平成 25 年度実績)

施 設 名 (承認日)	適 格 判 定	紹 介 率	逆 紹 介 率
一宮市立市民病院 (H24.9.24)	要件③ 不適格	58.3%	<u>61.8%</u>
名古屋市立東部医療センター (H25.3.27)	要件③ 不適格	<u>44.7%</u>	75.1%

